

早稲田大学審査学位論文  
博士（スポーツ科学）  
概要書

日本におけるアマチュアリズムの形成：  
大日本体育協会を中心に

The formation of Amateurism in Japan :  
Focusing on The Japan Amateur Athletic  
Association

2017年1月

早稲田大学大学院 スポーツ科学研究科

根本 想

NEMOTO, Sou

研究指導教員： 友添 秀則 教授

# 日本におけるアマチュアリズムの形成： 大日本体育協会を中心に

早稲田大学大学院 スポーツ科学研究科 根本想  
研究指導教員 友添秀則 教授

## 【問題の所在と本研究の目的】

日本における近代スポーツ思想の受容の実態はいかなるものだったのだろうか。この問いに答えることは、わが国におけるスポーツ文化の総体を理解していく上でも重要な課題となるだろう。

そこで、本研究では、近代スポーツを支える中心的な思想であった「アマチュアリズム」に着目した。

日本におけるアマチュアリズムに関する先行研究を検討した結果、以下3点の検討が不十分であった。

1点目は、分析の際に設定した対象時期において、1人物の意見のみを論拠として全体の意見とすることなく、当該時期における様々な意見を考察の俎上に載せた上で、対象時期に内在していた多様な可能性について検討を行うことである。

2点目は、通時的な視点に立ち、歴史的変遷や変化の要因について検討を行うことである。

3点目は、研究対象となる人物や組織の時代的・社会的な「背景」や「文脈」について検討を行うことである。

したがって、日本における近代スポーツ思想の受容の実態を解明していくためには、上記3点をふまえて、日本におけるアマチュアリズムの形成過程を明らかにする作業が必要となると考えた。

その際、本研究では、大日本体育協会という組織に着目した。なぜなら、大体協は、戦前期の日本におけるスポーツの統括組織として、わが国における競技者資格の作成や、アマチュアリズムに関する声明書の発表等をしてきたからである。

以上より、本研究は、大体協におけるアマチュアリズムの形成過程を明らかにすることを目的とした。そして、第Ⅰ期(1911-1925)、第Ⅱ期(1925-1932)、第Ⅲ期(1932-1935)に時期区分した上で、それぞれの時期における大体協のアマチュアリズムの位置づけを解明することを課題として設定した。

## 【各章の概要】

### 《第1章》

第1章では、大体協の設立から、大体協が独自の競技者資格を失う1925(大正14)年までに至る、大体協の競技者資格の形成および消失過程の検討を通して、第Ⅰ期(1911-1925)における大体協のアマチュアリズムの位置づけを明らかにすることを目的とした。

大体協は、嘉納治五郎によって「国民体育の普及」を目的として設立された組織であった。第Ⅰ期における大体協のアマチュアリズムは、競技者資格のみに着目した場合、たしかに一部の労働者を競技会から排除する機能を果たしてきた傾向が強かった。この傾向は、大体協会長が嘉納から岸に代わった直後に作成された1921(大正10)年の競技者資格において顕著であった。しかし、岸が会長を務めるようになって以降の大体協は、嘉納が設立時に掲げた「国民体育の普及」から「運動競技の奨励指導」へと目的を転換させ、少数の競技者の競技力の向上に主眼を置く「競技主義」の萌芽もみられた。そのため、第Ⅰ期における大体協は、常に競技者資格にこだわり続けていたわけではなく、「競技主義」の萌芽がみられる過程で、競技者資格よりも競技成績を重視した五輪代表選手選考を行うようになり、競技者資格が緩和された。そして、最終的には、1925(大正14)年の組織改造によって独自の競技者資格を消失していったことが明らかになった。

### 《第2章》

第2章では、1932(昭和7)年に大体協が発表したアマチュアリズム堅持に関する声明書の形成過程の検討を通して、第Ⅱ期(1925-1932)における大体協のアマチュアリズムの位置づけを明らかにすることを目的とした。

第10回ロス五輪の派遣費捻出過程の検討によって、「同胞」からの「一般寄付金」が、派遣費収入のうち最大の約31%を占め、貴重な財源となっていた。また、大体協は、次回大会の第11回ベルリン五輪においても派遣費の確保が死活

問題となっていた。

上記の状況の中、大阪朝日新聞に、イタリアで、第10回ロス五輪の優勝選手に対して、終身年金を支給する運動が進められている旨を報じる記事が出された。「同胞」の中に「誤れる世論」が生じることを恐れた大体協は、記事が出された翌日に理事会を開き、満場一致でアマチュアリズム堅持に関する声明書を可決、発表した。

声明書は、「スポーツを愛するが故にのみスポーツを行う」といった、スポーツの自己目的性を主な論拠として、スポーツと金銭との結びつきを固く禁じる「建前」と、大体協にとって、「スポーツ新興国」としての対外的アピールをしていく上での貴重な財源であった、「同胞」からの「一般寄付金」を死守したい、という「本音」とが、表裏一体となったものであった。

つまり、第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムは、第Ⅰ期の終盤に萌芽した「競技主義」の展開に伴って生じた「財源の確保」という課題に答えるための方便として位置づけられていたことが明らかになった。

### 《第3章》

第3章では、日本運動競技連合の設立および大体協への合流を経て、1935（昭和10）年に改正された大体協の寄附行為の形成過程の検討を通して、第Ⅲ期（1932-1935）における大体協のアマチュアリズムの位置づけを明らかにすることを目的とした。

第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけは、岸の死去を前後して大きく転換した。第Ⅱ期から競技連合の活動が盛んになる第Ⅲ期の途中（岸の生前）までは、「国民体育の普及」ではなく、「運動競技の奨励指導」に目的を特化する、「競技主義」が漸進的に深化していった結果、競技者としての「アマチュア」と指導者としての「プロフェッショナル」という関係性を強調するようになった。そのため、アマチュアリズムは、「アマチュア」競技者の競技力向上を図る上での手段として位置づけられた。

しかし、岸の死後、嘉納による「一喝」がなされ、「競技主義」一辺倒の組織基盤が揺らいだ。その結果、寄附行為改正後の大体協では、「アマチュア」と「プロフェッショナル」の関係性を強調することがなくなった。さらに、組織単位で「アマチュアリズム」に関する直接的な議論がなされることがなくなり、アマチュアリズムは、オリンピックの出場資格の問題に収

斂するものとして位置づけられていった。

### 《結章》

大体協は、「国民体育の普及」という目的を掲げていた時期は、多数の国民のための「体育」を重視しており、「運動競技の奨励指導」という目的を掲げていた時期は、少数の競技者のための「競技」力の向上を重視していた。つまり、大体協は、「国民体育の普及」を目的とした時期には「体育主義」、「運動競技の奨励指導」を目的としていた時期には「競技主義」を採用していた。

本論における検討から、第Ⅰ期から第Ⅲ期における、大体協のアマチュアリズムの形成過程を大きく規定していたのは、「体育主義／競技主義」という対立軸をめぐる葛藤にあったと結論した。つまり、日本における近代スポーツ思想の受容の実態の一側面として、「体育主義／競技主義」の対立軸をめぐる葛藤の歴史が存在していたことを指摘した。

「体育主義／競技主義」という対立軸が前提されてしまうと、「教育」を目的とするスポーツ（体育）と、「勝利」を目的とするスポーツ（競技）の両立可能性について考察することが困難となってしまふ。

一方で、「体育主義／競技主義」という対立軸を前提としなければ、「スポーツにおいて『勝利の追及』に内在する『教育的可能性』は存在しないのだろうか」といった問いについて考察することが可能となる。つまり、「勝利」を目的とすること自体に内在している「教育」としての可能性を見出すことができれば、過剰な「勝利至上主義」に陥ることなく、「勝利の追及」に取り組むことができ得るのである。この点は、現在のわが国における運動部活動において、過剰な勝利至上主義による暴力の問題が生じている現状に対しても示唆を与え得ると思われる。

以上より、わが国において近代スポーツ思想が形成されていく過程に内在していたある種の限界であった、「体育主義／競技主義」という対立軸を再考することによって、これからのわが国における近代スポーツ思想の転換に際して重要となり得る『勝利の追及』に内在する『教育可能性』の探究」という試みが可能となることになった。この点こそが、まさに日本において近代スポーツ思想が形成されていく過程において内在していた「アンビヴァレントな可能性」であった。